

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、元夫が会社を退職した後、元夫と一緒に国民年金に加入し、どちらかが夫婦二人分の国民年金保険料を銀行又は郵便局で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む元夫との婚姻期間中の国民年金加入期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無い上、申立期間は3か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みである。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で同記号番号が払い出されていることが確認できる申立人の元夫は、申立期間の国民年金保険料が納付済みであるほか、申立人との婚姻期間を含む国民年金加入期間に保険料の未納が無く、申立人及び申立人の元夫の婚姻期間において、両人の保険料納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「婚姻期間当時、夫婦で働いていたので、経済的に困ることもなく、私と元夫のいずれかが国民年金保険料を納付する際は、二人分の保険料を納付していた。」と述べているところ、オンライン記録により、申立期間及び申立人の4か月の厚生年金保険加入期間を除き、婚姻期間における申立人と元夫の国民年金保険料納付状況が一致していることが確認できることから、婚姻期間中、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私は、昭和35年4月に父親と会社を設立し、39年に株式会社にする前は、会社の社会保険業務を事務代行業者に委託していたことから、同業者に私の国民年金の加入手続を行ってもらったと記憶している。

また、申立期間の国民年金保険料については、決められたとおりに自分で納付していた。

会社の業績も大変良く、収入も毎年増えており、結婚を控えた大事な時期に国民年金保険料を納付しなかったとは考えられず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付済みである上、申立期間以外の国民年金加入期間に保険料の未納が無く、申立期間は12か月と短期間である。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人について、i) 国民年金制度が発足し、被保険者の適用が開始された昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料の収納が開始された36年4月から保険料を納付していること、ii) 自身が厚生年金保険に加入した39年8月に国民年金の資格を喪失し、同時に厚生年金保険への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じ毎年収入が増えていたとしているところ、申立人が父親と設立した会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年8月当時において、申立人の標準報酬月額は最高等級であり、申立期

間に係る国民年金保険料の納付が経済的に困難であった事情は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 4402

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

昭和37年3月1日にA社に採用され、当時はB市内にあった同社本社に勤務していた。その後、40年3月1日に同社C出張所に異動しているが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された身上調書、同社の回答及び複数の同僚の供述により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年3月1日にA社から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保存していないことから不明である旨回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和40年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 4403

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和53年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月25日から同年3月30日まで

昭和51年4月から現在までA社に継続して勤務しているが、同社(C本社)から同社B支店に転勤した時期に当たる申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された社員名簿及び同社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し(A社(C本社)から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社員名簿によると、申立人は、申立期間の1年前に当たる昭和52年1月25日付けで異動発令されたとする記載が確認できるものの、厚生年金保険の被保険者記録及び複数の同僚は、申立人が53年1月又は同年2月に異動した旨供述していることを踏まえると、同年1月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和53年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から同年8月1日まで

昭和49年5月1日にB社から同じ事業主が経営するA社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両社は関連会社であり継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、本申立てに対する照会に対し事業主からは回答が得られなかったものの、申立期間においてB社からA社に異動した同僚が、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間に欠落があるとして年金記録確認地方第三者委員会に対し訂正のあっせんを求めた申立てにおいて、事業主は、「昭和49年5月1日に申立人を含む7人がB社から子会社であるA社に異動した。全員について、厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」と回答している。

さらに、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日に同社に異動した同僚は7人であることが確認できるところ、回答が得られた5人のうち3人は、「A社に異動後も引き続いて給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和49年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無いが、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないため確認することはできないが、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から同年8月1日まで

昭和49年5月1日にB社から同じ事業主が経営するA社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両社は関連会社であり継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、本申立てに対する照会に対し事業主からは回答が得られなかったものの、申立期間においてB社からA社に異動した同僚が、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間に欠落があるとして年金記録確認地方第三者委員会に対し訂正のあっせんを求めた申立てにおいて、事業主は、「昭和49年5月1日に申立人を含む7人がB社から子会社であるA社に異動した。全員について、厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」と回答している。

さらに、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日に同社に異動した同僚は7人であることが確認できるところ、回答が得られた5人のうち3人は、「A社に異動後も引き続いて給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和49年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無いが、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないため確認することはできないが、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から同年8月1日まで

昭和49年5月1日にB社から同じ事業主が経営するA社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両社は関連会社であり継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、本申立てに対する照会に対し事業主からは回答が得られなかったものの、申立期間においてB社からA社に異動した同僚が、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間に欠落があるとして年金記録確認地方第三者委員会に対し訂正のあっせんを求めた申立てにおいて、事業主は、「昭和49年5月1日に申立人を含む7人がB社から子会社であるA社に異動した。全員について、厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」と回答している。

さらに、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日に同社に異動した同僚は7人であることが確認できるところ、回答が得られた5人のうち3人は、「A社に異動後も引き続いて給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和49年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無いが、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないため確認することはできないが、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 4407

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月21日から同年10月1日まで

昭和49年4月1日から58年12月25日まで、A社B営業所に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

この間、転勤や仕事の内容に変化はなく、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の「申立人は、申立期間以前から継続してA社B営業所に勤務し、仕事の内容に変化はなかった。」旨の供述により、申立人は、申立期間においてA社B営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同期入社でA社B営業所に勤務していた同僚4人は、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立人と同様、昭和49年9月21日に同社本社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社B営業所において厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、4人のうち回答が得られた2人は、いずれも、「自分の厚生年金保険の加入期間も昭和49年9月21日から同年10月1日までの期間は未加入となっているが、この期間に転勤や仕事の内容に変化はなく、給料の額にも変化がなかったので、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。申立期

間当時の給与等の手続は本社で継続して行われていた。」と供述している。

以上のことを踏まえると、A社では、同社B営業所の勤務者について、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年10月1日の前は、本社において厚生年金保険の被保険者とする取扱いを行っていたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和57年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで  
A社から同社B本社へ異動した際の厚生年金保険の加入記録が、1か月欠落している。

同一企業内の転勤であり、勤務は継続していたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和57年2月1日にA社から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和56年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であると回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和57年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年1月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成20年12月20日は42万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録（2万円）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

申立期間に、A社から燃料手当及び冬期賞与が支給されたが、年金記録を確認したところ、冬期賞与額が合算されていないことが判明した。

A社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細一覧表及び給与明細一覧表（以下「明細一覧表」という。）から、申立人は、平成20年12月10日（燃料手当）及び同年12月15日（冬期賞与）に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成20年12月20日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、明細一覧表において、冬期賞与の支払日は同年12月15日と記載されており、事業主も同日に冬期賞与を支払った旨供

述していることから、同年12月15日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、42万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、燃料手当のみに係る賞与支払届を提出していたこと、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成20年12月20日は26万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録（1万円）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月15日

申立期間に、A社から燃料手当及び冬期賞与が支給されたが、年金記録を確認したところ、冬期賞与額が合算されていないことが判明した。

A社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細一覧表及び給与明細一覧表（以下「明細一覧表」という。）から、申立人は、平成20年12月10日（燃料手当）及び同年12月15日（冬期賞与）に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成20年12月20日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、明細一覧表において、冬期賞与の支払日は同年12月15日と記載されており、事業主も同日に冬期賞与を支払った旨供

述していることから、同年12月15日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、燃料手当のみに係る賞与支払届を提出していたこと、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

昭和60年7月にA社を退職した後に、自宅に郵送されてきた国民年金保険料の納付書を使用して、健康保険料と一緒にB市役所の窓口において、その年度分の保険料をまとめて納付した。

申立期間当時に、国民年金保険料を納付したことを確認できる資料は無いが、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に住所を定めていたB市及びC市には申立人の国民年金被保険者名簿が存在せず、申立人が両市において国民年金に加入していた形跡が確認できない上、申立人の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、D社会保険事務所（当時）から払い出された番号である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、平成8年2月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間について、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、B市役所の窓口で納付書を使用して納付したと述べているが、B市は、「申立期間当時、市役所の窓口において国民年金保険料の納付の取扱いはなく、また、市役所内に保険料を納付できる金融機関も無かった。」と回答しており、同市の保険料収納方法と申立人の主張が一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4411

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

A社に昭和 55 年 7 月 26 日に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社作成の申立人に係る労働者名簿により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「労働者名簿以外の関係資料は廃棄しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の部長であった者は、「当時、3か月以内で試用期間があり、その期間は従業員により異なっていた。厚生年金保険は、本採用になってから加入させていたので、試用期間中は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる者 27 人に照会し、11 人から回答が得られたところ、11 人のうち 6 人は、自身の記憶する入社時期からそれぞれ 1 か月から 3 か月後に同保険被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうちの 4 人は試用期間があったと供述している上、当該 4 人のうち一人は、「当時、試用期間があった。私は昭和 55 年 5 月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年 7 月であり、試用期間中は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述しており、同人から提出された昭和 55 年 6 月分

及び同年7月分の給与明細書によると、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、これは上述の部長であった者の供述と符合する。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4412

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで  
A社に昭和 54 年 12 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が 55 年 3 月 1 日となっている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社作成の申立人に係る労働者名簿により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「労働者名簿以外の関係資料は廃棄しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の部長であった者は、「当時、3か月以内で試用期間があり、その期間は従業員により異なっていた。厚生年金保険は、本採用になってから加入させていたので、試用期間中は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる者 25 人の計 27 人に照会し、11 人から回答が得られたところ、11 人のうち6人は、自身の記憶する入社時期からそれぞれ1か月から3か月後に同保険被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうちの4人は試用期間があったと供述している上、当該4人のうち一人は、「当時、試用期間があった。私は昭和 55 年 5 月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年 7 月であり、試用期間中は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述しており、同人から提出された昭和 55 年 6 月分

及び同年7月分の給与明細書によると、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、これは上述の部長であった者の供述と符合する。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4413

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日まで

A社に昭和 55 年 8 月 18 日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 9 月 1 日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社作成の申立人に係る労働者名簿により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「労働者名簿以外の関係資料は廃棄しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の部長であった者は、「当時、3か月以内で試用期間があり、その期間は従業員により異なっていた。厚生年金保険は、本採用になってから加入させていたので、試用期間中は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる者 27 人に照会し、11 人から回答が得られたところ、11 人のうち 6 人は、自身の記憶する入社時期からそれぞれ 1 か月から 3 か月後に同保険被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうちの 4 人は試用期間があったと供述している上、当該 4 人のうち一人は、「当時、試用期間があった。私は昭和 55 年 5 月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年 7 月であり、試用期間中は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述しており、同人から提出された昭和 55 年 6 月分

及び同年7月分の給与明細書によると、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、これは上述の部長であった者の供述と符合する。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4414

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 4 日から同年 7 月 1 日まで  
A社に昭和 56 年 6 月 4 日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 7 月 1 日となっている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社作成の申立人に係る労働者名簿により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「労働者名簿以外の関係資料は廃棄しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の部長であった者は、「当時、3か月以内で試用期間があり、その期間は従業員により異なっていた。厚生年金保険は、本採用になってから加入させていたので、試用期間中は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は所在が不明であり、申立人の申立てに係る供述を得ることができないため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる者 27 人に照会し、11 人から回答が得られたところ、11 人のうち 6 人は、自身の記憶する入社時期からそれぞれ 1 か月から 3 か月後に同保険被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうちの 4 人は試用期間があったと供述している上、当該 4 人のうち一人は、「当時、試用期間があった。私は昭和 55 年 5 月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年 7 月であり、試用期間中は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」

と供述しており、同人から提出された昭和 55 年 6 月分及び同年 7 月分の給与明細書によると、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、これは上述の部長であった者の供述と符合する。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 2 日から同年 7 月 1 日まで  
A社に昭和 55 年 6 月 2 日に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 7 月 1 日となっている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社作成の申立人に係る労働者名簿により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「労働者名簿以外の関係資料は廃棄しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の部長であった者は、「当時、3か月以内で試用期間があり、その期間は従業員により異なっていた。厚生年金保険は、本採用になってから加入させていたので、試用期間中は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる者 27 人に照会し、11 人から回答が得られたところ、11 人のうち 6 人は、自身の記憶する入社時期からそれぞれ 1 か月から 3 か月後に同保険被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうちの 4 人は試用期間があったと供述している上、当該 4 人のうち一人は、「当時、試用期間があった。私は昭和 55 年 5 月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年 7 月であり、試用期間中は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述しており、同人から提出された昭和 55 年 6 月分

及び同年7月分の給与明細書によると、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、これは上述の部長であった者の供述と符合する。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。